

入札公告

分任支出負担行為担当官
鹿屋航空基地隊鹿屋経理隊
経理隊長 横山 紘一

下記のとおり一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

調達要求番号	品（件）名	数量単位	履行期限	履行場所
06-1-1024-1219-0006-00	小麦粉 外	56件	令和6年5月31日	鹿屋航空基地隊 厚生隊給養班倉庫

2 競争入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のD等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達にかかる指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとします。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 3項に示す期限までに申込みを行い、仕様書を受領した者。

3 申込期限及び申込方法

入札日の前日までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しに件名と連絡先を記入した送信表を添付し、海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊に提示する。（FAX可）

4 競争執行の日時及び場所

- 日時 令和6年4月24日（水） 11時00分
郵送による入札参加の場合は、書留等追跡可能な方法によるものとする。
（ただし、郵便等による入札書の受領期限は 令和6年4月23日（火） 16時45分 まで。）
- 場所 海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊入札室

5 入札（仕様書）説明会の日時及び場所

なし（仕様内容の問い合わせ： 給養班 担当： 柕木 内線： 2494）

6 入札保証金及び契約保証金

- 入札保証金及び契約保証金 免除
- 落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の110/100に相当する金額（軽減税率対象品目については108/100））の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

7 適用する契約条項

売買契約一般条項

8 入札方法

- 売買に要する一切の諸経費を含めた金額で行う。
- 落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。ただし、入札（見積）書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
契約金額の端数処理
入札（見積）書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約において、単価に1円未満の端数が生じた場合には1円未満3桁以下を切り捨てるものとし、請求金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 入札書は官側の書式を使用する。

9 入札の無効

- 入札書に記名がないとき又は金額等の記載が不明な場合。
- 電信電話による入札。
- 本公告に示した競争参加資格がない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札。

10 契約書作成の要否

海上自衛隊契約規則の実施に関する書式等について（通知）に基づく契約書の作成を要する。

11 その他

- 入札心得・契約条項は、鹿屋航空基地隊経理隊入札室に掲示してある。
- 入札に関する問い合わせ：電話 0994-43-3111（内線2450） FAX 0994-42-2586 担当 水谷
- この入札に関する公告は、海上自衛隊ホームページ上で閲覧することができる。
（ホームページアドレス：http://www.mod.go.jp/msdf/bukei/nyusatsu_idx.html）

物品調達内訳書										調達要求番号		
										06-1-1048-1219-0002-00		
項目番号	性質区分	物品番号	品名	規格	糧規番号	単位	数量	単価	金額	備考		
1	C	8920-321-50849	小麦粉	糧規による。	3-1	KG	15			(賞味期限) 納入後、10か月以上の期間を有するもの。		
2	C	8940-321-50879	でん粉	糧規による。	3-3	KG	20			(賞味期限) 納入後、6か月以上の期間を有するもの。		
3	C	8925-321-50909	上白糖(L) 30kg入	糧規による。	8-1	KG	120			規定なし。		
4	C	8950-321-51709	塩	糧規による。	9-1	KG	40			(製造年月日) 納入前、2か月以内とする。		
5	C	8950-321-61669	しょう油(ポリ容器入り)	糧規による。	10-1	BT	10			(賞味期限) 納入後、12か月以上の期間を有するもの。		
6	C	8950-321-51739	しょう油(卓上)	糧規による。	10-2	BT	48			(賞味期限) 納入後、12か月以上の期間を有するもの。		
7	C	8950-321-51749	酢	糧規による。	11-1	BT	36			(賞味期限) 納入後、10か月以上の期間を有するもの。		
8	C	8950-321-52109	味付ぼん酢	糧規による。	11-2	BT	18			(賞味期限) 納入後、8か月以上の期間を有するもの。		
9	C	8950-321-51769	ソーστοンカツ	糧規による。	12-2	BT	12			(賞味期限) 納入後、12か月以上の期間を有するもの。		
10	C	8950-321-51999	焼肉のたれ	糧規による。	12-4	BT	12			(賞味期限) 納入後、6か月以上の期間を有するもの。		
11	C	8950-321-52009	オイスターソース	糧規による。	12-7	BT	20			(賞味期限) 納入後、12か月以上の期間を有するもの。		
12	C	8940-321-50729	ビーフン	糧規による。	4-1	EA	30			(賞味期限) 納入後、16か月以上の期間を有するもの。		
13	C	8920-321-50779	スパゲティ	糧規による。	4-2	KG	60			(賞味期限) 納入後、12か月以上の期間を有するもの。		
14	C	8920-321-50769	マカロニ	糧規による。	4-3	KG	16			(賞味期限) 納入後、12か月以上の期間を有するもの。		
15	C	8950-321-51799	トマトケチャップ	糧規による。	13-1	BT	40			(賞味期限) 納入後、16か月以上の期間を有するもの。		
16	C	8950-321-51779	トマトケチャップ(缶)	糧規による。	13-2	CN	18			(賞味期限) 納入後、30か月以上の期間を有するもの。		
17	C	8915-321-51219	トマト水煮	糧規による。	13-3	CN	18			(賞味期限) 納入後、12か月以上の期間を有するもの。		
18	C	8940-321-50999	味噌(20kg入)	糧規による。	13-4(0) (0-5)	EA	10			(賞味期限) 貯蔵保管において、5か月以上の期間を有するもの。		
19	C	8940-321-61649	カレー固形	糧規による。ハウス(ジャワカレー)(インドカレー)又はSBとろけるカレー又は同等品以上のもの(他社製品を含む)	14-1	EA	60			(賞味期限) 納入後、12か月以上の期間を有するもの。		
20	C	8940-321-61659	フレークA	糧規による。テーオーカレールウ(マイルド)又はSBディナーカレーフレーク又は同等品以上のもの(他社製品を含む)	14-2	EA	60			(賞味期限) 納入後、12か月以上の期間を有するもの。		

21	C	8940-321-61639	ホワイトソースフレーク	糧規による。	14-5	EA	20		(賞味期限) 輸入後、11か月以上の期間を有するもの。
22	C	8950-321-61679	ハヤシフレーク	糧規による。	14-8	EA	20		(賞味期限) 輸入後、12か月以上の期間を有するもの。
23	C	8915-321-61579	おろし生にんにく	糧規による。	14-12	EA	15		(賞味期限) 輸入後、6か月以上の期間を有するもの。
24	C	8915-321-61569	おろししょうが	糧規による。	14-13	EA	15		(賞味期限) 輸入後、6か月以上の期間を有するもの。
25	C	8950-321-51869	ブラックペッパー	糧規による。	14-11	CN	24		(賞味期限) 輸入後、12か月以上の期間を有するもの。
26	C	8935-321-51919	スープ粉末(コンソメ)	糧規による。	15-1	KG	20		(賞味期限) 輸入後、12か月以上の期間を有するもの。
27	C	8935-321-51909	スープ粉末(ポタージュ)	糧規による。	15-2	KG	20		(賞味期限) 輸入後、12か月以上の期間を有するもの。
28	C	8950-321-51969	中華味	糧規による。	15-3	KG	12		(賞味期限) 輸入後、10か月以上の期間を有するもの。
29	C	8935-321-61609	ガラスープ	糧規による。	15-4	EA	24		(賞味期限) 輸入後、12か月以上の期間を有するもの。
30	C	8950-321-51949	だしの素	糧規による。	15-5	KG	20		(賞味期限) 輸入後、12か月以上の期間を有するもの。
31	C	8950-321-51959	液体調味料(白だし)	糧規による。	15-6	BT	24		(賞味期限) 輸入後、16か月以上の期間を有するもの。
32	C	8915-321-51259	スイートコーン(クリーム)	糧規による。	23-1	CN	48		(賞味期限) 輸入後、33か月以上の期間を有するもの。
33	C	8915-321-51269	ヤングコーン水煮	糧規による。	23-2	CN	18		(賞味期限) 輸入後、33か月以上の期間を有するもの。
34	C	8940-321-61619	くず切り	糧規による。	4-8	EA	30		(賞味期限) 輸入後、12か月以上の期間を有するもの。
35	C	8940-321-51539	海藻サラダ	糧規による。	5-4	EA	10		(賞味期限) 輸入後、10か月以上の期間を有するもの。
36	C	8905-321-51019	煮干	糧規による。	6-2	KG	20		(賞味期限) 輸入後、6か月以上の期間を有するもの。
37	C	8915-321-51429	干しいたけ(スライス)	糧規による。	7-6	KG	10		(賞味期限) 輸入後、10か月以上の期間を有するもの。
38	C	8915-321-51439	きくらげ(スライス)	糧規による。	7-7	KG	10		(賞味期限) 輸入後、10か月以上の期間を有するもの。
39	C	8920-321-50969	ごま(白)	糧規による。	7-9	EA	20		(賞味期限) 輸入後、10か月以上の期間を有するもの。
40	C	8920-321-50979	ごま(黒)	糧規による。	7-8	EA	10		(賞味期限) 輸入後、10か月以上の期間を有するもの。
41	C	8920-321-50899	はるさめ	糧規による。	7-2	EA	10		(賞味期限) 輸入後、12か月以上の期間を有するもの。
42	C	8910-321-50989	バター	糧規による。	18-4	EA	30		(賞味期限) 輸入後、5か月以上の期間を有するもの。

